

平成27年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成27年2月24日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- |     |        |                                |
|-----|--------|--------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                     |
| 第 2 |        | 会期の決定<br>(町長招集あいさつ)            |
| 第 3 | 議案第 1号 | 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について         |
| 第 4 | 議案第 2号 | 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 第 5 | 議案第 3号 | 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について  |
| 第 6 | 議案第 4号 | 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について     |
| 第 7 | 議案第 5号 | 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について    |
| 第 8 | 議案第 6号 | 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 第 9 | 議案第 7号 | 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について      |
| 第10 | 議案第 8号 | 平成27年度永平寺町一般会計予算について           |
| 第11 | 議案第 9号 | 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について   |
| 第12 | 議案第10号 | 平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について    |
| 第13 | 議案第11号 | 平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算について       |
| 第14 | 議案第12号 | 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算について      |
| 第15 | 議案第13号 | 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について   |
| 第16 | 議案第14号 | 平成27年度永平寺町上水道事業会計予算について        |
| 第17 | 議案第15号 | 永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定に      |

ついて

- 第18 議案第16号 永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第21 議案第19号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第20号 永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第21号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第22号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第25 議案第23号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第26 議案第24号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第25号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第26号 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第29 議案第27号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第28号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第31 議案第29号 町道の認定について
- 第32 議案第30号 町道の認定変更について

第33 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 上坂久則君  |
| 2番  | 滝波登喜男君 |
| 3番  | 長谷川治人君 |
| 4番  | 朝井征一郎君 |
| 5番  | 酒井要君   |
| 6番  | 江守勲君   |
| 7番  | 小畑傳君   |
| 8番  | 上田誠君   |
| 9番  | 金元直栄君  |
| 10番 | 樂間薫君   |
| 11番 | 齋藤則男君  |
| 12番 | 伊藤博夫君  |
| 13番 | 奥野正司君  |
| 14番 | 中村勘太郎君 |
| 15番 | 川治孝行君  |
| 16番 | 長岡千恵子君 |
| 17番 | 多田憲治君  |
| 18番 | 川崎直文君  |

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- |    |   |       |
|----|---|-------|
| 町  | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 平野信二君 |
| 教育 | 長 | 宮崎義幸君 |
| 消防 | 長 | 竹内貞美君 |

総務課長	山下誠君
企画財政課長	山口真君
会計課長	清水和子君
税務課長	帰山英孝君
住民生活課長	野崎俊也君
福祉保健課長	森近秀之君
子育て支援課長	藤永裕弘君
農林課長	小林良一君
商工観光課長	川上昇司君
建設課長	平林竜一君
上下水道課長	太喜雅美君
永平寺支所長	山田幸稔君
上志比支所長	山田孝明君
学校教育課長	南部顕浩君
生涯学習課長	長谷川伸君

6 会議のため出席した職員

議会事務局長	清水満君
書記	吉川貞夫君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る2月19日、町長より平成27年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開催できますこと心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますこと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してあります。これをもって報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成27年第1回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、小畑君、8番、上田君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、2月24日より3月16日までの21日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、2月24日より3月16日までの21日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 本日ここに平成27年第1回永平寺町議会定例会が開会されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

私は、町長に就任してこの1年間、情熱を持って施策の推進に努めてまいりました。

地方創生なくして日本の将来はないと、国においては地方創生を最重要課題の施策として位置づけ、強力に推進することとしています。

永平寺町においても平成27年度は、地方創生元年の年として、永平寺町の将来が活力ある、躍動感ある新しい時代にふさわしい町を創造するため、これまでに以上に情熱とスピード感を持って町政の推進を担ってまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

地方創生の動きは、人口減少と東京一極集中の両問題の共通理解に地方再生テーマを設定し、同時に、地域づくりは国の押しつけではなく、多様性を求めた地方が、住みやすい地方、まちづくりに何が必要かが問われています。

国においては、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、頑張る地方を積極的に支援することとしています。

永平寺町においても、27年度に永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方間の競争におくれることのないよう、スピード感を持って施策の推進に当たりたいと考えております。

これからの時代は、これまでのような中央集権の画一的な施策の展開では地方は生き残ることはできません。私は、現在そして将来にわたって永平寺町が町民にとって住みやすいまち、活力あるまちとなるよう、永平寺町ならではの独自性、特色あるまちづくりを展開していく所存であります。

そのためには、まず町民がまちづくりの主役となる仕組みづくりの展開を図らなければなりません。町民の声が町政に反映する仕組みづくりとして、26年度から永平寺町未来会議、スマイルミーティングを行い、まちづくりに対する忌憚のない意見や町民目線での課題提起や施策の提案を多くいただきました。また、地域の振興、活性化を図るため、地区ごとに公民館主事を3名配置しており、地域住民の連携、地域と行政の連携をさらに強化していきたいと考えています。

強い永平寺町、永平寺町の創造には町民と協働するまちづくりが最も大事だと

いうことを肝に銘じ、今後とも、人づくり、ボランティアの充実等、町民参画の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

福祉施策についてですが、福祉に優しいまちづくりの推進のため、福祉の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。社会福祉協議会と連携し、町が責任を持って、ひとり暮らし、高齢者世帯への地域の支え合い活動を推進し、高齢者が安心して暮らせる優しい福祉のまちの実現に向けて努力してまいりたいと考えています。

教育についてですが、平成27年度から教育委員会制度が改革され、新たに総合教育会議が創設されることとなります。この総合教育会議では、教育に関する大綱を策定し、大綱に基づき、私と教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行することになっております。礼の心を大切にする永平寺町の教育をさらに確かなものとするために、教育委員会と連携して推進してまいりたいと考えております。

行財政改革についてですが、合併特例後の歳入減に備えた積極的な財政改革を今後とも推進してまいります。

平成27年度は合併して10年目となりますが、合併による特例期間が過ぎ、次年度以降、段階的に地方交付税が減額されることは承知のことと存じます。現状では、自主財源が飛躍的に増加することは困難と考えます。このような中、将来的に健全な財政運営を図るためには、事務事業評価の徹底と行政改革の推進による経費の削減と歳入増の政策をバランスを持ってさまざまな観点から検討しなければならず、町民と行政が一体となって取り組んでいきたいと考えています。

さらに職員の意識改革を進めたいと考えています。地方創生の推進に当たり、職員が担当業務だけではなく、永平寺町の将来を見据えたさまざまな考えを出して、役場が一体となって地方間の競争に生き残るようにしなければなりません。町民の求めるもの、永平寺町にとって何が必要かアイデアを出し合い、連携し効率よく施策の遂行に当たるよう、チーム永平寺町役場を進めていきます。役場のための役場ではなく、町民のための役場であることを忘れずに、職員とともに民間感覚、町民目線の優しい行政運営を目指します。

それでは、今回ご提案している議案等の概要についてご説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算に計上された地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を盛り込んだものとなっております。

まず歳出から申し上げますと、緊急経済対策の地方創生先行型として、総務費

において、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、永平寺町住まいの定住応援事業、宅地造成適地調査事業、コミュニティバス再編検討調査事業、永平寺町PR事業を、商工費において、県外観光誘客事業、外国人観光誘客事業の7つの事業に取り組み、永平寺町創生に向けた今後5年間の戦略策定と定住促進や観光誘客などにスピード感を持って対応していきたいと考えております。

次に、消費喚起・生活支援型として、商工費において、町内での消費喚起を図るため、プレミアム商品券を発行する事業を実施してまいります。プレミアム率は30%で、1万2,000セットの発行を予定しています。また、民生費において、町内のひとり親世帯、多子世帯の負担を軽減する割引クーポン券発行事業もあわせて実施してまいります。さらに、商工費において、永平寺町商工会が行う町内共通ポイントカードの消費拡大キャンペーンを支援し、ポイントカードの普及拡大とプレミアム商品券期限終了後における消費喚起期間の継続に努めていきたいと考えています。

農林水産業費において、新規就農総合支援事業青年就農給付金として、人・農地プランに位置づけられた45歳未満の認定新規就農者に対し、就農意欲の喚起と定着を目的とした給付をします。また、農業経営法人化等支援補助金として、地域の中心となる経営体3組織に、法人化に要する必要な経費の一部を補助します。

教育費において、学校施設における天井落下防止対策事業が補助事業に採択されたため、町内4小学校の体育館のつり天井を撤去し、照明器具やバスケットボールのゴール等、非構造部材の耐震化を行います。

以上、総額2億2,954万1,000円を増額し、これらの財源となる歳入では、普通交付税及び国庫支出金等の額の確定により財源が確保されたことから、財政調整基金等の取り崩し額の戻し入れや合併特例債の減額で調整をしております。

次に、特別会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、一般給付費において、実績見込みにより不足分を増額させていただき、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費については、支出減が見込まれるため減額しております。総額で700万円減の補正でございます。

後期高齢者医療特別会計では、保険料還付時にあわせて支払うべき還付加算金を増額させていただいております。総額で2万2,000円増の補正でございます。



す。

介護保険特別会計では、各サービスの実績見込みに伴い、総額で1,136万円減の補正でございます。

下水道特別会計では、歳出の補正はございませんが、歳入で繰越金増により一般会計繰入金を減額しております。

農業集落排水事業特別会計においては、福井土木事務所発注の南河内川大月橋かけかえ工事が翌年度に繰り越されたことに伴い、関連する下水道工事費464万円を減額するものです。

上水道事業会計においても同様に、南河内川大月橋かけかえ工事が翌年度に繰り越されたことに伴い、関連する上水道工事費387万3,000円を減額するものです。

以上、それぞれの特別会計の補正予算について概要を申し上げましたが、歳出に見合う歳入についても所要の補正を講じております。

それでは、平成27年度予算について申し上げます。

今回の予算編成に当たって、大型事業を控え、施設の改修、修繕等もしなければならぬ中、将来そして限られた財源をいかに効率よく計画を持って配分するかを十分検討させていただきました。

また、事業実施には効果を求めることが必要で、ヒアリングの中で事業の精査を十分行うとともに、将来にわたって計画的な推進を図らなければならない、思いつきで施策を展開してはならないという観点から、単年度の予算を編成することではなく、後年度へ施策がつながるような思いで予算を編成した次第であります。さらに、議会よりいただいた事務事業評価意見書についても、評価の方向性に沿って予算の編成をいたしました。

それでは、一般会計より申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、経常的経費並びに新消防庁舎建設事業、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備事業、小中学校施設空調設置事業、観光まちなみ魅力アップ事業、ふるさと創造プロジェクト事業、松岡公園整備事業、道の駅整備事業等の大型継続事業及び福祉、教育など住民生活に密接にかかわるものについて予算化し、円滑な事業の実施に努めることを基本とした結果、平成27年度一般会計の当初予算の規模は97億1,808万7,000円となりました。

まず、歳出予算の主なものについて申し上げます。

総務費におきましては、地方公会計の統一的な基準に基づく財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備業務委託料を計上したほか、気象情報等の防災情報を入力して、こしの国ケーブルテレビの行政チャンネル及びコミュニティチャンネル画面に表示する文字スーパーを数分置きに点滅させるシステムを構築し、防災体制の強化を図ってまいります。

また、地域独自の全国に誇れる食や歴史、文化、なりわいなどの地域の光と、これらを次世代につなぐための地域活動の場が融合した、生きた地域の魅力が息づくにぎわいの拠点づくりを行うため、ふるさと創造プロジェクト実施設計を行ってまいります。

ふるさと納税についてですが、永平寺町へのふるさと納税のリピーターをふやすため、商工会やJA吉田郡等からブラッシュアップした特産品を選定してもらい、地元商品の販路拡大と地元の活性化に向けた取り組みを、ふるさと納税制度を活用して行ってまいります。

また、町税の収納率向上のため、町内主要小売店で、町税の納め忘れを注意喚起するチラシと粗品の配布を行い、納期内納税を広く町民にアピールしていきます。

選挙費では、4月の知事・県議会議員選挙費を計上しております。

次に、民生費について申し上げます。

国は、本年度も消費税率引き上げの影響等を踏まえ、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するための臨時特例的な臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を支給するとしており、町においても継続して申請・支給事務事務を行ってまいります。

また、若者に出会いの場を提供し、結婚のチャンスをつかんでもらうことを目的として行う若者出会い交流事業を拡充し、子育て・少子化対策の推進を図ってまいります。

介護予防対策として、認知症の早期発見を図るため、健康チェックリストの結果から認知症の疑いのある人に対して医療機関での検診を受けるよう勧奨通知を行う等、高齢者福祉の充実を図ってまいります。

衛生費におきましては、各種がん検診、インフルエンザ等の予防接種、肺炎球菌のワクチン接種などの助成、妊婦・乳児健診などを行い、環境対策については、本年度整備完了予定の道の駅に、電気自動車の早期普及のために必要な充電設備を設置し、二酸化炭素の排出削減の推進と道の駅への誘客を図ってまいります。

農林水産業費について申し上げます。

農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動を支援する多面的機能支払交付金事業や、農地の集積化を進めるための農地中間管理事業の拡充を図り、また地域振興作物、推奨作物の消費拡大及び面積の拡大、栽培技術の向上、6次産業化等に取り組む農家への支援を行い、農業、産業の振興に努めます。また、アユ、サクラマス資源の増殖を図る九頭竜川中部種苗中間育成施設整備に係る費用の一部を支援し、内水面漁業の充実を図ってまいります。

商工費について申し上げます。

自社製品のブランド化や販路拡大に向け、町内中小企業が開発した製品や技術等について、県外での商談会等への出展経費の一部を支援し、商工業の振興を図ってまいります。

観光の振興については、総務省が推進する地域おこし協力隊を活用して、都市圏の若者を町嘱託職員として採用し、町観光物産協会に配属し、観光情報発信や誘客のための企画実施、海外観光客向けのインバウンド対策等を行ってまいります。また、観光まちなみ魅力アップ事業においては、観光客の滞在時間の延長やリピーター客の確保に向けて、町道整備など永平寺門前の散策環境を整えてまいります。

土木費について申し上げます。

道路の整備について、安心して安全な歩行空間づくりのため、特に小中学校及び専門学校の通学路で交通量の多い新領家橋に歩道橋を新設し、交通事故を防止してまいります。また、老朽化する道路橋を劣化損傷から予防保全し、ライフサイクルコストの低減及び橋梁の長寿命化を図るため、橋梁定期点検業務を行ってまいります。また、小型ロータリー除雪車を購入し、狭隘道路や歩道の除雪体制を強化してまいります。

道の駅整備につきましては、地域の活性化と観光交流の拠点づくりに必要な地域振興施設の建設に取り組んでまいります。

消防費について申し上げます。

住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、消防の一元化を図るための新消防庁舎建設、消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センターの一体化整備を継続して行い、消防・救急体制の強化を図ってまいります。

最後に、教育費について申し上げます。

子育て世代の保護者の教育費の軽減を図るため、大学等の進学のために金融機

関から借り入れる教育資金の利子の一部を支援します。また、各小中学校の普通教室等に冷暖房設備を設置し快適な学習環境を整え、児童生徒の学力向上に努めてまいります。

以上、新年度予算における主要事業について申し上げましたが、福祉、教育を初め、住民生活に密接にかかわるものばかりでございますので、円滑な事業の実施に努めることを基本としたいと考えております。

これに見合う歳入予算につきましては、確実に収入が見込まれる町税18億9,607万9,000円、地方交付税36億6,000万円、国庫支出金6億7,754万2,000円、県支出金7億7,703万5,000円を計上するとともに、地方債の借入れと財政調整基金等を一部取り崩して措置することとしました。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

近年の医療の高度化に伴い、一般被保険者に係る療養給付費や高額療養費の増額が見込まれ、近い将来において財源不足が危惧されているため、今後の事業会計の安定した運営を図るために、本年度に税率改定を行い、必要な財源を確保してまいりたいと考えております。歳入歳出総額は20億8,233万2,000円となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象とした制度で、制度運営は都道府県ごとに設置され、県内の全市町で構成される福井県後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、市町と事務を分担しながら制度の運営を行っています。歳入歳出予算は、主に保険料に相当する額として1億9,987万3,000円を計上しております。

介護保険特別会計について申し上げます。

平成37年度を見据えた第6期介護保険事業計画の初年度としての予算を計上しました。その計画の重要要件である地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化に資するため、本年度から低所得者の保険料の軽減を図りました。歳入歳出予算は総額17億8,382万7,000円を計上しております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

昭和55年の供用開始から35年が経過し老朽化が著しい志比浄化センターを廃止し、志比地区の汚水を中央浄化センターに流入させ、施設の統合により下水道事業の合理化を図るための変更認可及び永平寺町公共下水道事業の全体計画を

策定する業務委託を行ってまいります。歳入歳出予算は総額6億8,772万7,000円を計上しております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、公営企業会計への移行に向けた下水道資産台帳作成業務委託を行ってまいります。歳入歳出予算は総額2億1,432万1,000円を計上しております。

最後に、上水道事業会計について申し上げます。

安全で安定した水道水の供給維持を図るため、永平寺地区の配水池の耐震診断を行ってまいります。

上水道事業会計の予算は、収益的収入が3億9,067万7,000円、収益的支出が3億7,620万3,000円、資本的収入が5,586万1,000円、資本的支出が2億2,839万8,000円となっております。

そのほか、本定例会に提案しておりますのは、条例の制定及び一部改正が13件、組合規約の変更が1件、町道の認定等2件、工事請負変更契約の締結についてをお願いしています。さらに人事案件として、教育委員会委員、固定資産評価審査会委員、人権擁護委員候補者についてもお願いするものであります。

以上、町政に対する所信と本定例会に提出する議案等について申し上げましたが、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、適宜なご決議を賜りますようお願いいたします。

地方創生の時代に突入し、永平寺町が将来にわたって町民が安心して生活していくことにつながるよう、大胆な発想のもと、多くの情報を得た上で判断、行動し、町民の皆様とともに新しい時代の活力ある永平寺町をつくることを目指します。

議員の皆様におかれましては、永平寺町創生のためにさらなるご支援を賜りますようお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 議案第1号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第4 議案第2号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第3号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第4号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第5号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第6号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第7号 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 一括上程されました議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、緊急経済対策や学校施設受電設備設置など総額で2億2,954万1,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、議案第2号から第7号の特別会計と公営企業会計予算について申し上げます。

議案第2号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算については、一般被保険者療養給付費の不足と退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費の支出減が見込まれるため、合計で700万円を減額するものであります。

議案第3号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算については、保険料還

付時にあわせて支払うべき還付加算金2万2,000円を追加するものであります。

議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算については、介護予防サービス等に係る経費の実績見込みに伴い、1,136万円を減額するものであります。

議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の調整に伴い、歳入の一般会計繰入金を減額し前年度繰越金を増額するもので、補正後の歳入歳出予算総額の変更はありません。

議案第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算及び議案第7号、下水道事業会計補正予算については、福井土木事務所発注工事が翌年度に繰り越しされたことに伴い、南河内川の犬月橋に添架する下水道管の仮設・本設配管詳細設計業務と工事費464万円及び水道管の仮設・本設配管詳細設計業務と工事費387万3,000円を減額するものであります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） それでは、企画財政課長のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2億2,954万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,988万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業については、7ページの第2表、繰越明許費のとおりで、款2総務費のコミュニティバス再編検討事業から款10教育費の上志比西プール境界復元業務まで20事業、8億9,993万8,000円を平成27年度へ繰り越すものでございます。なお、この中には、国の補正予算で計上されました地域住民生活等緊急支援交付金事業に係る10事業が含まれてお

ります。

第3条の地方債の補正については、8ページの第3表、地方債補正のとおりで、臨時財政対策債については3億6,000万円から3億7,500万円とし、合併特例債については10億4,400万円から9億5,800万円に減額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

15ページをお願いします。

款2総務費、目1一般管理費の給料67万2,000円及び共済費383万8,000円は、1月の異動によります職員給与等の科目変更と勸奨退職者1名による特別負担金の増額によるものでございます。

同じく委託料のコミュニティバス再編検討業務委託料342万3,000円は、コミュニティバスの利用実態やアンケート結果を分析し、既存公共交通機関との調和のとれた運行計画を検討するため、再編業務委託料を計上するものでございます。

後段の目5企画費、委託料の永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基礎調査業務委託料921万3,000円は、永平寺町の人口の現状と将来の展望いわゆる地方人口ビジョンを作成し、それを踏まえる形で、平成27年度から5カ年間の総合戦略策定に係る基礎調査の委託料でございます。

また、人口の維持、定住の促進を目的に宅地造成を進めるために、その適地を調査する宅地造成適地調査業務委託料170万円、テレビコマーシャルを制作し、定住促進や観光誘客を図ることを目的とした永平寺町PRテレビスポット制作業務委託料100万円、また負担金補助及び交付金では、定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するために、若年者の住宅取得にかかる経費及び子育て経費の一部を助成する永平寺町住まいる定住応援事業補助金700万円、これらは地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として予算化するもので、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すものとして、平成27年度に予算を繰り越して取り組むこととしております。

16ページをお願いします。

目2賦課徴収費、償還金利子及び割引料598万円は、株式譲渡割控除額等の還付実績等による不足分及び平成21年度以降の本税還付金に係る加算金によるものでございます。

後段の款3民生費、目3心身障害者福祉費、扶助費の介護給付費、訓練等給付



費 1, 450 万円及び自立支援医療事業における給付費 300 万円は、居宅介護、重度訪問介護、施設入所支援等に対する給付人数及び給付額の増によるものでございます。

17 ページをお願いします。

目 5 後期高齢者医療費、負担金補助及び交付金の 2, 127 万 7, 000 円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い、納付金の減額分を計上するものでございます。

後段の目 5 子育て支援事業費 83 万 4, 000 円は、プレミアム商品券発行业に伴い、多子世帯及びひとり親世帯の負担軽減のため、商品券購入に係る費用の一部を補助する割引クーポン券発行に伴う事業費を計上するものでございます。なお、この事業は、地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起・生活支援型事業として、平成 27 年度に予算を繰り越して取り組むこととしております。

18 ページをお願いします。

款 6 農林水産業費、目 3 農業振興費、新規就農総合支援事業青年就農給付金 150 万円は、就農初期の農業経営が不安定な新規就農者に対し、就農意欲の喚起と定着を目的とした給付金で、政府の経済対策の一環として平成 27 年度分を前倒しして給付するものでございます。同じく農業経営法人化等支援補助金 150 万円は、農業経営の法人化及び就農経営の組織化支援のための補助金を計上するものでございます。いずれも、全額、県の補助によるものでございます。

19 ページをお願いします。

款 7 商工費、目 2 商工振興費、プレミアム商品券発行业補助金 4, 100 万円は、永平寺町内での消費喚起を図るため、プレミアム率 30% の商品券を 1 万 2, 000 セット発行するものでございます。また、ポイントカード消費拡大キャンペーン事業補助金 900 万円は、町内小売店が取り組むポイントカード制度の導入を支援するとともに、その利用を促進し町内小売店舗の消費拡大を図るため、一定期間のポイント付与割増しキャンペーンを実施するものでございます。いずれの事業も実施主体は永平寺町商工会とし、地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起・生活支援型事業として、平成 27 年度に予算を繰り越して取り組むこととしております。

目 3 観光費 966 万円は、北陸新幹線金沢開業、舞鶴若狭自動車道の全線開通、今後控える福井国体を契機として県外への観光 PR 活動を展開する県外観光誘客事業及び外国人観光誘客への取り組みを強化するとともに、平成 27 年度、イタ

リア・ミラノで開催されるミラノ国際博覧会日本館において福井県出展に参加し、永平寺町の魅力を世界に発信する外国人観光誘客事業に係る経費でございます。いずれの事業も地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として、翌年度に予算を繰り越して取り組むこととしております。

20ページをお願いします。

款8土木費、目1土木総務費の職員手当等170万9,000円及び目2道路橋梁維持費の除雪委託料5,738万8,000円は、除雪出動回数の増に伴い不足する除雪費用を計上するものでございます。

21ページをお願いします。

款10教育費、目1学校管理費の小学校非構造部材耐震化工事監理委託料112万4,000円及び同工事費6,910万5,000円は、御陵小学校ほか3校の体育館のつり天井撤去を行う事業で、国の学校環境改善交付金の交付決定がありましたので予算を計上させていただき、平成27年度に繰り越して取り組むこととしております。

後段の目2教育振興費、学校体育・文化事業補助金32万3,000円は、上志比中学校の生徒が青森県大鰐町で開催される第52回全国中学校スキーアルペン競技大会と長野県松本市で開催される第27回中部日本個人・重奏コンテスト本大会に出場するため、学校体育・文化事業補助金交付基準に基づいて、交通費、宿泊費に係る経費の一部を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、11ページをお願いします。

款1町税、項1町民税、目1個人の現年課税分3,600万円は、退職所得等の増及び収納率の向上により増額するものでございます。

同じく目2法人の現年課税分2,000万円は、景気の底打ち脱却による法人税割の増によるものでございます。

同じく項2固定資産税の現年課税分600万円は、非構造家屋等の新築減による家屋分500万円の減額と新規設備投資の増による償却資産分1,100万円の増額によるものでございます。

同じく項4市町村たばこ税、現年課税分1,000万円の減額は、禁煙者の増や分煙の推進によるものでございます。

款9地方交付税、普通交付税2億3,850万6,000円は、平成26年度の普通交付税の交付額が確定しましたので、増額分を計上するものでございます。

12ページをお願いします。

款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、がんばる地域交付金3,467万4,000円は、平成25年12月5日に閣議決定された好循環実現のための経済対策による公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、事業を円滑に実施することを目的とした交付金の確定額を計上するものでございます。

同じく地域住民生活等緊急支援交付金7,200万円は、地方において経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って対応することで経済の好循環を確かなものにするための緊急支援交付金を計上するもので、その目的により地方創生先行型交付金と消費喚起・生活支援型交付金となっております。

同じく目5教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金2,303万3,000円は、小学校非構造部材耐震化工事に係る国庫補助金を計上するものでございます。

13ページをお願いします。

款14県支出金、目5商工費県補助金、プレミアム商品券発行支援事業補助金1,083万7,000円は、地域住民生活等緊急支援交付金、消費喚起・生活支援型事業の県補助金を計上するものでございます。

款16寄附金、ふるさと納税98万1,000円は、今年度のふるさと納税15件分を予算化するものでございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金1億9,000万円の減額は、他の一般財源が見込まれるため、当初取り崩すこととしていた額の一部を減額するものでございます。

同じくふるさと創生基金繰入金3,400万円の減額は、他の一般財源が見込まれるため、当初取り崩すこととしていた額の全額を減額するものでございます。

14ページをお願いします。

款18繰越金、前年度繰越金1,612万9,000円は、3月補正の財源として平成25年度からの純繰越金を予算化するものでございます。

款20町債、臨時財政対策債1,500万円は、今年度の発行限度額が確定いたしましたので、増額分を計上するものでございます。

同じく合併特例債8,600万円の減額は、他の一般財源が見込まれるため、合併特例債の一部を減額するものでございます。

同じく全国防災事業債4,600万円は、小学校非構造部材耐震化工事の財源として借り入れるものでございます。充当率は100%、元利償還金の80%

交付税の基準財政需要額に算定されるものでございます。

以上、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の25ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,104万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、26ページから27ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

32ページをお願いします。

款2保険給付費、一般被保険者療養給付費4,500万円は、一般被保険者療養給付費の不足が見込まれるため、不足分を計上するものでございます。また、退職被保険者等療養給付費4,000万円の減及び退職被保険者等高額療養費1,200万円の減は、それぞれ支出の減が見込まれるため、減額分を計上するものでございます。なお、これらに対応する財源につきましては、退職被保険者等療養給付費交付金4,000万円の減及び繰越金4,289万3,000円などでございます。

以上、議案第2号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,922万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、36ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

39ページをお願いします。

歳出では、款3諸支出金、還付加算金2万2,000円は、保険料還付時にあわせて支払うべき還付加算金を平成22年度の制度開始以降執行されず、さかのぼって支払う必要があるため、必要額を計上するものでございます。財源につきましては、38ページの歳入のとおり、一般会計からの事務費繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第3号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の42ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に1,136万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,508万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、43ページから44ページまでの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

48ページをお願いします。

款2保険給付費では、居宅介護サービス給付費1,000万円の減、地域密着型サービス給付費500万円の増、施設介護サービス給付費1,500万円の減など各種給付費において、実績及び見込みにより増額、減額分をそれぞれ計上するものでございます。

51ページをお願いします。

款5諸支出金、第1号被保険者保険料還付金111万7,000円は、過年度分における還付未払金を返還するために増額分を計上するものでございます。

戻りまして、46ページの歳入についてご説明申し上げます。

款1保険料、介護保険料359万9,000円は、財政調整交付金の算定額が減となったことから、保険料にて必要額分を予算化するものでございます。

そのほか、介護給付費の減に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などを減額するものでございます。

以上、議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

きます。

続きまして、議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の54ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、55ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

57ページをお願いします。

下水道事業特別会計補正予算につきましては歳入のみの補正でございまして、前年度繰越金の額が確定いたしましたので、745万5,000円を予算化し、一般会計繰入金を同額減額するものでございます。

したがって、補正後の歳入歳出予算総額は6億9,542万8,000円と変更はございません。

以上、議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の61ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に464万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,736万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、62ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

65ページをお願いします。

後段の款2農業集落排水事業費、目1上志比地区農業集落排水建設費464万円の減額は、県が行う大月橋かけかえ工事の実施が翌年に延期されたため、それに伴う南河内川下水道管仮設・本設工事もまた翌年に延期することとなり、設計業務委託料及び工事請負費を減額するものでございます。

戻りまして、64ページをお願いします。

歳入につきましては、款4繰越金、前年度繰越金217万3,000円は、額

が確定いたしましたので予算化するものでございます。

款5諸収入、目1受託事業収入351万6,000円の減額は、先ほど申し上げましたように、県の工事の実施が翌年に延期されたため、それに伴う工事補償金を減額するものでございます。

以上、議案第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の68ページをお願いします。

第2条のとおり、資本的収入250万7,000円を減額し、資本的収入の予算総額を1億1,070万円とお願いするものでございます。また、資本的支出においては387万3,000円を減額し、資本的支出の予算総額を3億3,789万円とお願いするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,719万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとし、予算第4条本文括弧書き中の2億2,855万6,000円を2億2,719万円に改めるものでございます。

70ページをお願いします。

県が行う大月橋かけかえ工事の実施が翌年に延期されたため、それに伴う水道管の仮設・本設工事及び設計委託を翌年に延期することとなり、資本的収入では補償費負担金を、資本的支出では設計委託料及び工事費を減額するものでございます。

以上、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を、会議規則第39条第1項により、予算決算常任委員会に付託した

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第10 議案第8号 平成27年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第11 議案第9号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第12 議案第10号 平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第13 議案第11号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第14 議案第12号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第15 議案第13号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第14号 平成27年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第10、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についてから日程第16、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についてから日程第16、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 一括上程されました議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案のご説明を申し上げます。



まず、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。  
新規の大型事業への取り組み等により、歳入歳出予算の総額は97億1,808万7,000円となりました。これに見合う歳入につきましては、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金を計上するとともに、地方債の借入れと財政調整基金等を一部取り崩して措置することとしました。

次に、議案第9号から第14号の特別会計と公営企業会計予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

近年の医療制度に係る社会保障費の自然増に伴い、一般被保険者に係る療養給付費や高額療養費の増が見込まれますが、安心して医療機関へ受診できるよう、本年度から税率改正を行い、必要な財源を確保して事業会計の運営に努めました。

次に、介護保険事業会計について申し上げます。

第6期介護保険事業計画に示されている地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化に資するために保険料を改定するとともに、低所得者の保険料軽減を図ることとしました。

そのほか、後期高齢者医療特別会計を初めとする5つの特別会計予算と公営企業会計予算につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

その結果、平成27年度特別会計の予算総額は、5つの合計で49億6,808万円となり、上水道事業の企業会計は、収益的収入が3億9,067万7,000円、収益的支出が3億7,620万3,000円、資本的収入が5,586万1,000円、資本的支出が2億2,839万8,000円となった次第であります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 企画財政課長から補足説明をさせていただきます。

初めに、平成27年度の一般会計予算編成におきましては、第2次行政改革大綱と総合振興計画を踏まえた重点施策を中心とする事業への効果的な財源配分や効果的な事業の構築を進め、限られた財源の中で最大の行政効果があるよう、今必要なサービスの充実と将来の活力あるまちづくりの推進に向けて予算編成を行

っております。

平成27年度当初予算では、子育て、教育、福祉の充実は言うまでもなく、防災力の強化、観光振興の強化など、これまでの継続事業を含め重点的に取り組むこととしております。また、人口減少対策、地方創生の視点から3月補正予算と一体的に編成し、定住促進事業や観光誘客事業など、魅力と活力のある選ばれるまちづくりの推進に向けて取り組むこととしております。

その結果、平成27年度当初予算では、主な政策といたしまして、31件の新規事業、6件の拡大事業、23件の継続事業に重点配分したところであります。

それでは、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度永平寺町一般会計予算の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,808万7,000円とお願いするもので、前年度の当初予算は義務的経費を中心とした骨格予算でございましたが、比較しますと1億8,018万7,000円の増額、率にして23.8%の増でございます。本格計上となりました6月補正時と比較しますと7億3,488万2,000円の増額、率にして6.2%の増でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、地方債については、7ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条、一時借入金については、借入額の最高額は5億円と定めております。

それでは、8ページ、9ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、8ページの歳入についてご説明申し上げます。あわせて、10ページから27ページの歳入をご参照いただきたいと思います。

款1町税1億8,607万9,000円については、個人町民税及び法人税、固定資産税、市町村たばこ税などで、前年度と比較して3,145万2,000円の減額、率にして1.6%の減であります。要因として、町民税につきましては、企業収益の回復に伴う法人税割の増額1,670万円等により、町民税全体としては9億7,30万1,000円を見込み、前年度と比較して8,32万円の増額、率にして0.2%の増であります。固定資産税については、家屋の評価替

え、地価の下落により8億4,515万2,000円で、前年度と比較して2,840万3,000円の減額、市町村たばこ税については、禁煙者の増、分煙の推進等により961万円で、前年度と比較して1,550万円の減額が主な要因であります。

次に、款6地方消費税交付金3億4,000万円は、消費税率引き上げに伴う交付金の増額により、前年度と比較して1億3,200万円の増額、率にして63.5%の増であります。なお、引き上げ分の消費税交付金は社会保障財源として充当することとしております。

次に、款9地方交付税36億6,000万円については、普通交付税及び特別交付税ともに国の地方財政計画を考慮して、前年度と同額を見込んでおります。

次に、款13国庫支出金6億7,754万2,000円については、前年度と比較して2億1,207万円の増額となっております。これは、前年度当初予算が骨格予算であったため主要事業が計上されていなかったことや、介護給付費の増に伴う国庫負担金の増、道路整備事業費及び観光まちなみ魅力アップ事業費の増に伴う社会資本整備総合交付金の増額が主な要因であります。

次に、款14県支出金7億7,703万5,000円については、前年度と比較して3億7,620万2,000円の増額となっております。これもまた前年度当初予算が骨格予算であったため主要事業が計上されていなかったことや、内水面環境活用総合対策事業補助金1億5,288万7,000円の皆増、多面的機能支払交付金5,449万8,000円の増などが主な要因となっております。

次に、款17繰入金3億92万3,000円については、前年度と比較して2億7,845万1,000円の増額となっております。これもまた前年度当初予算が骨格予算であったため主要事業が計上されていなかったことによるもので、財政調整基金繰入金2億5,000万円、ふるさと創生基金3,750万円の増額が主な要因であります。

次に、款20町債14億1,388万円については、前年度と比較して8億5,088万円の増額となっております。これもまた前年度当初予算が骨格予算であったため主要事業が計上されていなかったことによるもので、臨時財政対策債は3,000万円の減額となったものの、合併特例債で新消防庁舎建設工事費や学校施設空調設備設置工事費等の充当対象事業費が増額したことや、小型動力消防ポンプ自動車・救助資機材付積載車購入費に充当する緊急防災・減災事業債1,188万円が新たに増額したことが主な要因であります。

以上が歳入の主なものであります。

続きまして、9ページの歳出についてご説明申し上げます。

説明については、各項目について、増減の主な要因及び新規事業及び拡充事業などについてご説明申し上げます。

款1議会費1億1,913万5,000円については、前年度と比較して1,129万8,000円の増額、率にして10.5%の増であります。増額の要因としましては、前年度欠員がありました議員数が戻りましたことから、議員報酬、手当、共済費の増額が主な要因であります。

次に、款2総務費12億2,453万6,000円については、前年度と比較して8,866万8,000円の減額、率にして6.8%の減であります。減額の要因としましては、本庁舎耐震補強工事1億8,491万円の減によるところでございます。

主な事業としましては、まず新規事業として、平成29年度までに、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成することを求められており、町の資産価値を算出し、財務書類を作成するために必要な台帳整備を行う固定資産台帳整備業務委託料2,199万7,000円を計上しております。また、自主防災組織強化事業151万6,000円を計上し、地区における自主防災活動を活性化するために、自主防災組織の代表者が中心となり継続的に活動ができるよう組織体制の強化を図るために代表者に対する報償費を創設するものでございます。また、こしの国ケーブルテレビ連動改修事業199万8,000円を計上し、気象情報等の防災情報をこしの国ケーブルテレビ行政チャンネル及びコミュニティチャンネル画面に表示する文字スーパーを数分置きに点滅させるシステムを構築するものでございます。

次に、拡充事業として、ふるさと納税事業96万2,000円を計上し、永平寺町へのふるさと納税のリピーターをふやすため、商工会やJA吉田郡等からブラッシュアップした特産品を選定してもらい、地元商品の販路拡大に向けた取り組みをふるさと納税制度を活用していくとしております。

次に、継続事業として、防災行政無線整備工事3,255万5,000円を計上し、災害発生時における避難誘導や減災に向けての情報伝達を迅速に行うため、御陵地区10カ所に防災行政無線の再送信子局、屋外拡声子局を整備することとしております。また、ふるさと創造プロジェクト事業1,480万2,000円を計上し、県の事業採択を受けた「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」事業の

拠点施設整備の実施設業務等に取り組むこととしています。

次に、款3民生費25億1,150万7,000円については、前年度と比較して8,599万5,000円の増額、率にして3.5%の増であります。増額の要因としましては、国保会計への繰出金1,119万9,000円の増、障害者自立支援事業2,687万2,000円の増、臨時福祉給付金事業2,379万2,000円の増が主なものでございます。なお、臨時福祉給付金事業は前年度もありましたが、当初予算時では計上がなかったため増額要因となっております。

主な事業としましては、まず新規事業として、松岡西幼稚園、志比南幼稚園のエアコン設置事業に263万円を計上し、快適な保育環境を保持するものでございます。また、放課後児童クラブ施設整備工事に125万2,000円を計上し、吉野地区コミュニティ消防センターに移転した吉野児童クラブの女子トイレを増設するものでございます。また、まちづくりにおける町民参画の推進として、ボランティア育成事業に80万円を計上し、活発なボランティア活動が展開できるようボランティアセンターに団体の育成や個人の研修に関する事業を委託し、町民の福祉の向上と互いに支え合い心の通い合う社会づくりを目指すものでございます。

次に、この資料の2ページをごらんください。

拡充事業として、あずけて、安心子育て充実事業に1,734万9,000円を計上し、預かる対象を小学校6年生まで拡大するとともに、指導員を2名増員するものでございます。

それから次に、継続事業として、臨時福祉給付金支給事業2,379万2,000円及び子育て世帯臨時特例給付金事業937万5,000円を計上し、消費税引き上げの影響を緩和するために低所得者や子育て世帯に対し、平成26年度に続き臨時給付金を支給するものでございます。

次に、款4衛生費4億9,644万7,000円については、前年度と比較して1,390万3,000円の増額、率にして2.9%の増であります。増額の要因としましては、福井坂井地区広域事務組合の清掃センター負担金1,901万円の増が主な要因となっております。

次に、主な事業としまして、7ページをお願いします。

新規事業として、次世代自動車充電インフラ整備事業に689万1,000円を計上し、電気自動車の早期普及と環境保全に対する啓発を目的に、今年度整備

する道の駅に充電設備を設置し、道の駅への誘客にもつなげるものでございます。

次に、款5労働費4,215万8,000円については、前年度と比較して1万5,000円の減額であります。

次に、款6農林水産業費7億3,359万7,000円については、前年度と比較して3億3,817万9,000円の増額、率にして85.8%の増であります。増額の要因といたしましては、前年度当初予算が骨格予算であったため主要事業が計上されていなかったことや、農地集積協力金5,000万円の増、九頭竜川中部種苗育成施設新設事業負担金1億7,472万9,000円の増などによるものでございます。

主な事業といたしましては、11ページをごらんください。

新規事業として、九頭竜川中部種苗育成施設新設事業負担金1億7,472万9,000円を計上し、サケ、サクラマス資源の増殖を図り、水産業の振興と地域づくりに貢献するための施設整備に対する補助金で、産地水産業強化計画に基づいて行われる種苗中間育成施設の整備に対し、その費用の一部を永平寺町が取りまとめる形で支払うものでございます。

12ページをお開きください。

また、地域振興作物・推奨作物支援事業に90万円を計上し、町内で作付された地域振興作物・推奨作物の加工・PR・消費拡大事業に取り組む農家等に対し支援することで、小規模でありながらも農産物の加工販売等の6次産業化に取り組む農業者を支援するものでございます。

同じく12ページの下段でございます。

拡充事業として、多面的機能支払交付金事業に7,220万4,000円を計上し、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するものでございます。今年度より事務局が町におりてきたことや、取り組む集落がふえたことにより増額となっております。

次に、継続事業として、農地中間管理事業に5,148万3,000円を計上し、農地の集積、集約化を進めるために、支援策として、農地の出し手は10年以上、農地中間管理機構に全農地を貸し付け、機構は担い手に転嫁するもので、一定の要件を満たせば集積協力金等を支払うものでございます。

13ページをお願いします。

また、水田農業構造改革対策補助金4,288万7,000円を計上し、自給率向上のために水稲作付以外の水田を利活用するとともに、安全、安心や環境に

配慮した農産物生産の一環として、水田農業の構造改革に取り組む農業者に対して補助金を交付するものでございます。

次に、款7商工費3億755万8,000円については、前年度と比較し1億4,711万9,000円の増額、率にして91.7%の増であります。増額の要因としましては、観光まちなみ魅力アップ事業1億4,900万5,000円の増が主な要因でございます。

主な事業といたしまして、13ページをお願いします。

新規事業として、地域おこし協力隊事業305万1,000円を計上し、総務省が推進する地域おこし協力隊を活用し、都市圏の若者1名を町嘱託職員として採用し、町観光物産協会に配属させ観光の振興を図るものでございます。

11ページをお願いします。

また、販路開拓支援事業補助金25万円を計上し、自社製品のブランド化や販路拡大に向け町内中小企業が開発した製品や技術等について、県外での商談会等への出展等に係る経費の一部を補助するものでございます。

次に、拡充事業として、マル経融資利子補給事業に53万6,000円を計上し、小規模事業者経営改善資金融資制度いわゆるマル経融資制度の活用を推進し、小規模事業者の経営の安定や前向きな経営を支援するために利子補給の利率を拡充するものでございます。

次に、14ページをお願いします。

継続事業として、観光まちなみ魅力アップ事業に1億4,900万5,000円を計上し、観光客の滞在時間の延長やリピーター客の確保に向けて、町道整備など永平寺門前の散策環境を整え魅力アップを図るものでございます。

次に、款8土木費11億8,197万7,000円については、前年度と比較して4億380万9,000円の増額、率にして51.9%の増であります。増額の要因としましては、前年度当初予算が骨格予算であったため主要事業が計上されていなかったことや、道の駅整備事業9,088万8,000円の増、小型ロータリー除雪車購入費2,688万4,000円の増が主な要因でございます。

主な事業としましては、8ページをお願いします。

新規事業として、建築物耐震改修促進計画改定業務委託料302万3,000円を計上し、町内の建築物の耐震化を計画的に促進するため、耐震化を取り巻く状況を整理し、住宅の耐震化率の推計及び分析を実施し、永平寺町における耐震化促進の方針及び目標値を設定する永平寺町耐震改修促進計画の改定を行うもの

でございます。

失礼しました。ただいまの事業、5ページに掲載されてございました。大変失礼しました。

続いては、8ページでございます。

道路網の整備といたしまして、領家歩道橋架設工事1, 780万円を計上し、町道五領11号線に架設された領家1号橋は幅員が狭く、車両と歩行者との交通事故防止のため歩道橋を設置するものでございます。また、橋梁定期点検業務委託料1, 460万円を計上し、道路橋の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために定期点検を実施し、事故防止と長寿命化を図るもので、平成27年度からの3カ年の事業として、初年度は61キロを予定しております。また、小型ロータリー除雪車購入費2, 688万4, 000円を計上し、狭隘道路や歩道の除雪体制を充実するものでございます。

次に、4ページをお願いします。

継続事業として、松岡公園整備工事5, 900万円を計上し、平成26年度に実施した松岡公園整備の全体計画の検証結果に基づき事業内容を精査し、多くの町民が自然と親しむことのできる憩いの空間として松岡公園を整備するものでございます。

8ページをお願いします。

町道大月藤巻線歩道整備事業5, 100万円を計上し、歩行者等の安全確保及び道路機能向上のために計画的に歩道整備を実施するものでございます。

14ページをお願いします。

道の駅地域振興施設整備事業9, 088万8, 000円を計上し、永平寺町の特産物などの販売や食の提供、観光資源の情報発信などを行うことによって地域の活性化や地域振興を図るための施設整備を行うものでございます。

次に、款9消防費11億4, 019万4, 000円については、前年度と比較して8億1, 891万5, 000円の増額、率にして254.9%の増であります。増額の要因としましては、新消防庁舎建設工事4億6, 704万円の増、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター整備工事3億1, 368万9, 000円の増、小型動力消防ポンプ自動車・救助資機材付積載車購入費1, 188万円の増が主な要因でございます。

6ページをお願いします。

主な事業としましては、新規事業として、AED更新及び新規購入事業589



万7,000円を計上し、現在41施設に設置しているAEDのうち、耐用年数が過ぎていた20施設20台を更新するとともに、新たに松岡庭球場に1台を整備するものでございます。

続いて、7ページの消防団車両整備事業というところでございますが、小型動力消防ポンプ自動車・救助資機材付積載車購入費1,188万円を計上し、消防団再編計画に基づき、現在配置している車両を計画的に更新し、複雑、多様化する災害に対応するものでございます。

それから次に、継続事業として、新消防庁舎建設工事4億6,704万円、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター整備工事3億1,368万9,000円を計上し、平成28年2月の完成を目指すものでございます。

次に、款10教育費11億5,784万8,000円については、前年度と比較して2億1,204万2,000円の増額、率にして22.4%の増であります。増額の要因としましては、各学校施設空調設置工事1億7,666万3,000円の増、上志比小学校便所改修工事3,751万円の増などが主な要因でございます。

3ページをお願いします。

主な事業としましては、新規事業として、今申し上げました各学校施設空調設置工事及び上志比小学校便所改修工事のほかに、教育資金支援事業に21万円を計上し、子育て世帯の保護者の教育費の軽減を図るために、金融機関から借り入れる教育資金の利子の一部を補助するものでございます。

6ページをお願いします。

松岡公民館耐震補強計画策定業務委託料309万5,000円を計上し、平成12年に耐震診断した結果を踏まえ、今後の公民館施設管理及び運営方法の確立に向けて耐震補強計画を策定するものでございます。

16ページをお願いします。

防災施設バイオマスボイラー導入事業524万9,000円を計上し、サンサンホールの冷暖房機入れかえに伴い、バイオマスボイラーの導入に向けた実施設計業務を委託するものでございます。

15ページをお願いします。

次に、拡充事業として、公民館嘱託主事賃金550万5,000円を計上し、週5日の勤務に拡充し、公民館事業の企画立案や地域住民のグループ・団体活動の援助など、地域の教育力の向上を図るものでございます。

また3ページをお願いします。

継続事業として、永平寺中学校グラウンド改修工事1,600万円を計上し、老朽化したプールを解体した跡地をグラウンドとして有効活用するものでございます。

4ページをお願いします。

また、楽しいおいしい給食事業9,897万5,000円を計上し、学校給食に係る賄材料費等を予算化するものでございます。また、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会開催事業に349万円を計上し、準備委員会において先進地視察や国体事業概要説明会へ参加するとともに、啓発グッズ等を作成し、町民へのPRに努めることとしています。

次に、款11公債費8億13万円については、前年度と比較して7,239万円の減額、率にして8.3%の減であります。内訳としましては、元金償還金が6,232万円の減、利子償還金が1,007万円の減でございます。

以上、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,233万2,000円とお願いするもので、前年度と比較して2億3,557万円の増額、率にして12.8%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

款1国民健康保険税については3億7,202万円で、前年度と比較して2,472万円の増、率にして7.1%の増となっております。増額の要因としては、税率の改正によるところでございます。

次に、款3国庫支出金については3億1,144万9,000円で、前年度と比較して923万1,000円の減、率にして2.9%の減となっております。

減額の要因としては、現年度分療養給付費の減が主な要因であります。

次に、款4県支出金については8,200万1,000円で、前年度と比較して136万円の増、率にして1.7%の増となっております。増額の要因としては、高額医療費共同事業負担金の増が主な要因であります。

次に、款5共同事業交付金については3億9,032万7,000円で、前年度と比較して1億5,089万1,000円の増、率にして63.0%の増となっております。増額の要因としては、高額医療費共同事業における制度改正による保険財政共同安定化事業交付金の増が主な要因であります。

次に、款6療養給付費交付金については1億6,214万4,000円で、前年度と比較して3,860万1,000円の減、率にして19.2%の減となっております。減額の要因としては、退職被保険者数の減による退職被保険者等療養給付費交付金の減が主な要因であります。

次に、款7前期高齢者交付金については6億8,762万8,000円で、前年度と比較して1億1,696万円の増、率にして20.5%の増となっております。増額の要因としては、前期高齢者交付金の増が主な要因であります。

次に、款9繰入金については7,363万4,000円で、前年度と比較して1,051万5,000円の減、率にして12.5%の減となっております。減額の要因としては、国民健康保険基金繰入金の減が主な要因となっております。

続きましては、7ページの歳出についてご説明いたします。

款2保険給付費については13億3,484万5,000円で、前年度と比較して2,619万7,000円の増、率にして2.0%の増となっております。主なものとして、一般被保険者療養給付費10億1,419万6,000円、退職被保険者等療養給付費1億4,005万1,000円、一般被保険者高額療養費1億3,499万7,000円をそれぞれ計上しております。

次に、款3後期高齢者支援金等については2億2,112万2,000円で、前年度と比較して571万3,000円の増、率にして2.7%の増となっております。主なものとして、後期高齢者支援金2億2,110万5,000円を計上しております。

次に、款6共同事業拠出金については3億9,033万円で、前年度と比較して2億67万5,000円の増、率にして105.8%の増となっております。主なものとして、高額医療費共同事業における制度改正により保険財政共同安定化事業拠出金が1億8,342万2,000円の増額となっております。

次に、款7保健事業費については、人間ドック委託料800万円など2,620万6,000円を計上しております。

次に、款10介護納付金については8,864万2,000円を計上しております。

以上、議案第9号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,987万3,000円とお願いするもので、前年度と比較して95万9,000円の増、率にして0.5%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料については1億4,496万3,000円で、前年度と比較して13万2,000円の増、率にして0.1%の増となっております。

次に、款3繰入金については5,285万5,000円で、主なものとして、保険基盤安定繰入金4,726万6,000円を繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金については1億9,223万円で、前年度と比較して22万2,000円の減、率にして0.1%の減となっております。

以上、議案第10号、平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,382万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して3,403万8,000

円の増、率にして1.9%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところであります。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1保険料については3億8,314万円で、前年度と比較して2,413万6,000円の増、率にして6.7%の増となっております。増額の要因としては、対象者数の増と介護保険料改定によるものでございます。

次に、款3国庫支出金については4億500万8,000円で、前年度と比較して786万8,000円の増、率にして2.0%の増となっております。増額の要因としては、現年度分国庫負担金及び現年度分調整交付金の増が主な要因であります。

次に、款4支払基金交付金については4億7,645万円で、前年度と比較して857万8,000円の減、率にして1.8%の減となっております。減額の要因としては、現年度分介護給付費交付金の減が主な要因であります。

次に、款5県支出金については2億6,123万6,000円で、前年度と比較して432万6,000円の増、率にして1.7%の増となっております。増額の要因としては、現年度分県負担金の増が主なものであります。

次に、款7繰入金については2億5,798万6,000円で、前年度と比較して628万6,000円の増、率にして2.5%の増となっております。増額の要因としては、現年度分一般会計繰入金の増が主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2保険給付費については16億8,184万円で、前年度と比較して2,845万円の増、率にして1.7%の増となっております。増額の要因としては、施設介護サービス給付費の増及び介護予防サービス給付費の増が主な要因であります。

次に、款5地域支援事業費については4,693万6,000円で、前年度と比較して201万2,000円の増、率にして4.5%の増となっております。増額の要因としては、永平寺町社会福祉協議会、地域包括支援センターへの委託料の増が主な要因であります。

以上、議案第11号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算についての

説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,772万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して774万1,000円の減、率にして1.1%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は5,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款2使用料及び手数料については1億9,461万7,000円で、前年度と比較して26万8,000円の減となっております。減額の要因としては、松岡処理区下水道使用料の減が主な要因であります。

次に、款4国庫支出金については1,000万円で、前年度と比較して1,000万円の増となっております。これは、効率的な事業実施のための調査検討業務に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、款5繰入金については4億8,039万2,000円で、前年度と比較して1,649万2,000円の減で、率にして3.3%の減となっております。減額の要因としては、償還金の減による一般会計からの繰入金の減が主な要因であります。

続きましては、歳入についてご説明申し上げます。

款2下水道事業費については2億3,606万1,000円で、前年度と比較して1,417万円の増、率にして6.4%の増であります。主なものとして、下水道処理委託料7,797万6,000円、下水道運転管理業務委託料4,986万9,000円、志比処理区統合事業である効率的な事業実施のための調査検討業務委託料2,072万6,000円、公共ます設置工事費及び管路整備工事などの工事請負費に1,000万円をそれぞれ計上しております。

次に、款3公債費については4億3,271万3,000円で、前年度と比較して1,949万8,000円の減、率にして4.3%の減となっております。

主なものとして、下水道事業債の元金及び利子の償還金を計上しております。

以上、議案第12号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,432万1,000円とお願いするもので、前年度と比較して404万円の減、率にして1.9%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページの第1表、歳入歳出予算によるところであります。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、3ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款2使用料及び手数料については5,322万8,000円で、前年度と比較して46万7,000円の減、率にして0.9%の減となっております。減額の要因としては、松岡地区農業集落排水使用料の減が主な要因であります。

次に、款3繰入金については1億5,663万円で、前年度と比較して706万4,000円の減、率にして4.3%の減となっております。減額の要因としては、予算計上の職員の見直しによる人件費の減により一般会計からの繰入金が増となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2農業集落排水事業費については6,691万2,000円で、前年度と比較して355万円の増、率にして5.6%の増となっております。主なものとして、松岡地区農業集落排水維持管理費に968万1,000円、上志比地区農業集落排水維持管理費に5,071万5,000円をそれぞれ計上しております。建設費については、上志比地区農業集落排水建設費における公共ます設置工事に108万円、道の駅建設に伴う污水管布設工事に339万1,000円を計上しております。

次に、款3公債費については1億2,806万3,000円で、前年度と比較して1,000円の減となっております。主なものとして、農業集落排水事業債

の元金及び利子の償還金を計上しております。

以上、議案第13号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第3条のとおり、収益的収入は3億9,067万7,000円、収益的支出は3億7,620万3,000円とそれぞれお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条において、資本的収入は5,589万1,000円に、資本的支出は2億2,839万8,000円にそれぞれお願いするものでございます。

収益的支出と資本的支出を合わせました予算総額は6億460万1,000円となり、前年度と比較して5,064万5,000円の増、率にして7.7%の増となっております。

第5条、企業債については、2ページのとおりでございます。

第6条、一時借入金については、一時借入金の限度額は5,000万円と定めております。

5ページをお願いします。

収益的収入の主なものについてご説明申し上げます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益2億9,311万4,000円については、給水戸数7,254戸分の水道使用料で、前年度と比較して108万2,000円の増となっております。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款1水道事業費、項1営業費用、原水及び浄水費に4,957万1,000円、配水及び給水費に3,249万3,000円をそれぞれ計上しております。

同じく項2営業外収益、支払利息に3,720万1,000円、企業債利子の償還金を計上しております。

6ページをお願いします。

資本的収入の主なものについてご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1他会計負担金4,479万5,000円については、永平寺地区と上志比地区の旧簡易水道事業債、元金償還分負担金を計上しております。



同じく項3企業債700万円については、松岡上吉野地区配水池建設工事及び  
営農飲雑用水送水管整備工事詳細設計業務を行う簡易水道再編事業に伴い、水道  
事業債を計上させていただきました。

同じく項4補助金257万1,000円については、今申し上げました簡易水  
道再編事業に対する国庫補助金を計上しております。

次に、資本的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、配水設備改良費3,454万4,000円  
については、松岡上吉野地区配水池建設工事費及び松岡薬師の配水管布設工事費  
などを計上させていただきました。

同じく項2企業債償還金1億4,563万2,000円については、企業債元  
金償還金を計上させていただきました。

以上、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についてから議案第1  
4号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでのご説明とさせて  
いただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についてから日  
程第16、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算についてま  
での7件を、会議規則第39条第1項により、予算決算常任委員会に付託したい  
と思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会に  
おかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長  
に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前11時 分 休憩）

---

（午後 0時 分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第17 議案第15号 永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第17、議案第15号、永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第15号、永平寺町行政組織条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

これからの地域課題や地域づくりについて、住民と行政が連携してさまざまな政策の総合調整をする担当課の役割が重要になると考えております。

一方、行財政改革をさらに進め、引き続き健全な財政運営にも努めてまいりたいと考えており、政策企画部門の強化を図ることや政策の総合的な調整を行う総合政策課と、財政部門を独立させ、予算、財政に特化した財政課に再編を行うものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書は、86ページから87ページでございます。

今回の機構改革の趣旨といたしまして、政策の総合調整を担う部署の創設と既存の課の事務を継承する課の創設、室の配置の変更をするものが主なものでございます。

今回実施いたします組織改革の再編の基本的な方向性といたしまして、まず地域を元気にするためには、住民の皆さんが主役となり、地域課題や地域づくりの方向性を民間団体や市町村等とともに考え、連携して行い、さまざまな情報や人材の総合調整をする担当課が必要となってまいります。また、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）や平成30年度以降の次期総合振興計画を策定して、この計画に沿った施策を実施できるように、庁内各課の連携、調整をする部署の役割が重要になると考えております。

まず、第1条の永平寺町行政組織条例の一部改正では、政策企画部門の強化を図り、政策の総合的な調整をする総合政策課と財政部門を独立させ、予算、財政に特化した財政課に再編をしております。事務につきましては、財政課は、予算、起債、財政運営に関する事務、総合政策課は、企画財政課の企画事務のほか地方創生に関する事務を担当することとなります。

また、専門的な事務を行う室についても配置の変更をしております。まず総務課内に配置してありました行政改革推進室につきましては、引き続き持続可能な財政基盤の確立を図る必要があり、財政も含め一体となり行政改革を進めるため、財政課内へ配置の変更をするものでございます。次に、企画財政課内に配置してありました情報政策室につきましては、総合行政情報の調整機能の強化を図るほか、新たな政策課題に迅速に取り組む室として、総合政策課内への配置と変更いたします。室の事務、業務内容につきましては変更はございません。

次に、第2条の永平寺町振興計画審議会条例の一部改正につきましては、条例中の「企画財政課」の名称の変更に伴い改正を行うものでございます。

実施する時期につきましては4月1日からとしております。

以上で議案第15号、永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第17、議案第15号、永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第18 議案第16号 永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第18、議案第16号、永平寺町行政手続条例の

一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第16号、永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

条例の改正内容は、行政指導の権限を行使する際の法令根拠等を相手方に明示するなど、手続の透明性を高めることや、行政指導により相手方が不利益を生じた場合に行政指導の中止等、行政手続法の一部改正がされることに伴い、本町の行政手続条例も改正を行うものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課から説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は、88ページをお願いいたします。

国においては、行政手続法の一部を改正する法律を平成26年6月13日に公布し、平成27年4月1日から施行することとしております。法の改正に伴い、永平寺町行政手続条例の一部を改正するものです。

改正内容は、まず1つ目に、第33条に行政手続の明確化を規定する項目を追加すること。2つ目に、法令等要件に適合しない行政指導の中止等の求めができる条項を新たに第34条の2として追加すること。3つ目に、89ページ中段の第34条の3につきましては、法令等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等の求めを追加することでございます。

この改正は、行政手続の公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利、利益の保護に資することを目的としております。

以上で議案第16号、永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第18、議案第16号、永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第19 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第19、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

医療費等の増大により、現行の税率では財源が不足し、永平寺町国民健康保険事業の運営に支障を来すことから、税率改正を行いたく、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 税務課長。

○税務課長(埴山英孝君) 議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

現行の税率では財源の不足が見込まれることから、今回、税率を改正し、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、第3条1項から第5条につきましては、医療給付費分に係る改正でございます。

第3条第1項、所得割の率でございますが、現行「100分の3.9」を「100分の4.8」に改めます。

次に、第4条、資産割の率でございますが、現行「100分の35」を「10

0分の27」に改めます。

第5条、均等割の額でございますが、現行「1万9,000円」を「2万3,000円」に改めるものでございます。

続きまして、第6条から第7条の3でございますが、後期高齢者支援分に係る改正でございます。

第6条、所得割の率でございますが、現行「100分の1.2」を「100分の1.8」に改めます。

第7条、資産割の率でございますが、「100分の16」を「100分の12」に改めます。

第7条の2、均等割の額でございますが、「6,500円」を「8,000円」に改めます。

第7条の3第1項第1号、平等割の通常分でございますが、現行「7,000円」を「8,000円」に改め、同条同項第2号、平等割の特定世帯分でございますが、現行「3,500円」を「4,000円」に改め、同条同項第3号、特定継続世帯分でございますが、現行「5,250円」を「6,000円」に改めます。

次に、第8条から第9条の3でございますが、介護納付金に係る改正でございます。

第8条、所得割の率でございますが、「100分の0.7」を「100分の1.2」に改めます。

第9条、資産割の率でございますが、「100分の8」を「100分の6」に改めます。

第9条の2、均等割の額でございますが、「6,500円」を「7,200円」に改めます。

第9条の3、平等割の額でございますが、現行「6,800円」を「7,200円」に改めるものでございます。

第21条につきましては、ただいまご説明申し上げました第3条から第9条の3までの改正に伴う7割減額、5割軽減、2割軽減分の改正でございます。

施行期日は平成27年4月1日で、27年度課税分からの適用でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第19、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第20、議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員である教育長が特別職となることから、教育委員会委員の定数と条例等の一部改正をするものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 総務課長。

○総務課長(山下 誠君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書92ページから93ページでございます。

国においては、教育委員会制度を改革するため、平成27年4月1日より関係

法令を一部改正いたします。永平寺町においても、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条において、教育委員会委員の定数を「5人」から「4人」に改正するものです。

第2条においては、教育長の給与の支給根拠が教育公務員特例法から地方自治法に改正されたことにより、永平寺町においても特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例に教育長を追加するものでございます。給料月額等に変更はございません。

第3条においては、第2条の改正に伴い、現在給与を減額する条例の教育長の条項を改めるものでございます。これまでの減額が継続することには変わりはありません。

第4条においては、特別職の給与の変更については特別職報酬等審議会の意見を聞くことになっておりますが、その対象に教育長も加えるものとするものでございます。

第5条では、新教育委員会制度では、教育長が教育委員会の代表となり、委員長はなくなることから、委員長の項目を削除するものでございます。

附則第2項において、これまで教育長の給与、勤務時間について定めておりました条例を、今回の改正に伴い廃止をさせていただきます。

附則第3項の経過措置についてでございますが、3月31日に在職する教育長が、4月1日以降、教育委員会委員の任期中、継続して在職する場合は、この改正条例は適用せず、改正前の各条例の規定を適用するというものでございます。

以上で議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第20、議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第21 議案第19号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第21、議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

河川公園を管理運営する指定管理者と町が必要な事項を定めた条例でございます。

第20条にありました「使用料」を「利用料金」と読みかえ、第21条におきまして、利用料金を指定管理者が収入として収受するものと改正することにより、指定管理者の経営努力が発揮されやすくなるとともに、町の会計事務作業の効率化が図られます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(長谷川伸君) 議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案のご説明を申し上げます。

議案書94ページをお願いいたします。

この条例は、平成22年3月26日、河川公園の管理運営につきまして、指定管理者と町が必要な事項を定めた条例でございます。

まず、第3条中におきまして、「次のとおり」とあるのを「永平寺町建設課が行う」という形に変えさせていただきます。

また、第13条中、「第6条」を「第9条」に改めさせていただきます。

第20条中、「使用料」を「利用料金」と読みかえさせていただきます。これ

は、自治体が料金を徴収する場合は使用料となり、指定管理者が料金を収受する場合は利用料金と規定されているためでございます。

第21条、利用料金におきまして、利用料金を指定管理者が収入として収受するものと追加改正し、指定管理者の河川公園の収支に関して経営努力が発揮されやすく、インセンティブ（目標達成）の効果が発揮されやすいものと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案の説明理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第21、議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第22 議案第20号 永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第22、議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行したことに伴い、条

例に記載されております「障害程度区分」を「障害支援区分」に名称を変更させていただくものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の95ページになります。

今回、法の移行によりまして、自立支援法第4条第4項に規定されておりました「障害程度区分」という項目が、総合支援法同条同項におきまして、障がいの多様な特性その他心身の状態において必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示した「障害支援区分」というものに名称並びに定義が変更されましたことにより、今般、条例の名称及び第1条、第2条の条文を改正するものでございます。

名称変更に伴いまして、定義でございますけれども、今回の改正に出まして、特に知的障害、精神障害や発達障害といった特性をより反映させるために、健康・栄養管理、危険の認識、読み書き、感覚過敏、集団への不適応、多飲水・過飲水といった項目が新規に調査項目と追加されました。こうした項目を判定した上で障害支援の区分を判定しており、身体介助や日常生活における支援、また行動に対するどういう支援が必要かということを判定して、その人に応じた支援のサービスを決めるものでございます。

今回の改正につきましては、名称と定義の改正でございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第22、議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第23 議案第21号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第23、議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の改正に伴い、平成27年度以降の介護保険料について規定させていただくもので、平成29年度までの3年間の保険料率を改定するものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(森近秀之君) ただいまの議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書の96ページ及び97ページでございます。

これまでの65歳以上の方の介護保険料についての保険料率でございますけれども、平成24年から平成26年度までの第5期介護保険計画期間の基準額は、月額5,350円、年額6万4,200円でございますしたものを、今回、第6期介護保険計画期間の3年間におきましては、月額を5,700円とし、年額6万8,400円とさせていただいてございます。この額でございますけれども、これからの3年間の必要となる介護給付費及び地域支援事業費に必要な保険料の額を算定し、算出させていただいたものでございます。

また、第6期介護保険計画期間におきましては、介護給付費に対する第1号被保険者、65歳以上の方の保険料の負担割合が、これまでの21%から22%に

引き上げられました。そうした影響額、また今後の給付費の推移から基準額を5,700円とさせていただいたものでございます。

また、今回の介護保険の改正では、所得段階別の保険料率についても変更をさせていただきました。介護保険法では、今回の改正によりまして標準9段階になってございますけれども、永平寺町では今回10段階とさせていただいたものでございます。第5期計画における所得段階の乗率は、下が0.5から上は1.5となっておりましたが、今回、介護保険法の改正等によりまして、所得区分の変更及び乗率の変更をさせていただいております。

まず、永平寺町におきます第6期計画期間の第1段階の方につきましては基準額の0.5を、第2段階につきましては0.625を、第3段階につきましては0.75を、第4段階につきましては0.9とさせていただき、基準となる額にそれぞれこの乗率を掛けております。そして、段階の数の変更によりまして、これまで4段階が基準額でございましたけれども、第5段階を基準額としてございます。

また、所得に応じた保険料の設定ということでございまして、いわゆる第7号のところからあるんですけれども、所得金額が290万未満の方につきましては1.5の乗率を、290万を超える方につきましては1.7を、500万を超える方につきましては基準額の1.75倍とさせていただいた金額となっております。それぞれの金額が97ページの7、8、9号に書いてございます。

もう一つの条例の改正点といたしましては、今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布というのがございまして、この中で介護保険法第115条の45で規定する地域支援事業の中に、新たに「介護予防」「日常生活支援総合事業」という文言が入りました。これが本年4月1日から施行することとなっております。ただし、各市町村においてその実施開始の日を定めることを条例で定める場合には、その実施を条例で定める日までの間について猶予することが可能ということでございまして、附則の中でその項目を入れさせていただいております。

今回の新しい総合事業につきましては、現行の介護予防サービスのうち、要支援者に対する訪問介護及び通所介護を総合事業に移行してございます。民間企業やボランティアなどの地域の多様な主体によるサービスを活用して高齢者を支援するということとなっております。

町といたしましては、総合事業への円滑な移行をするため体制整備等が必要で

あることから、この介護保険条例を一部改正させていただきまして事業の実施の猶予する規定を設けて、今後、平成29年4月1日に向けた実施を目指していきたいと考えてございます。

今般の条例の一部改正の施行予定は4月1日でございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第23、議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第24 議案第22号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について～

～日程第25 議案第23号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第24、議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから日程第25、議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人

員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから日程第25、議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例から議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの提案のご説明を申し上げます。

第3次地方分権一括法の成立に基づき、地方公共団体が居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターの指定基準を条例で定めることとなり、その際の基準が国の省令改正により定められました。このため、厚生労働省令で定める基準に従い、条例を定めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） それでは、議案第22号、23号の説明をさせていただきます。

まず、議案第22号についての説明をさせていただきます。

議案書の99ページから111ページまででございます。

この介護予防支援事業と申しますのは、地域包括支援センターで行う要支援1、要支援2の認定を受けている方に対して行う介護予防ケアマネジメントを行う事業であり、地域包括支援センターで行うという基本は変わりございませんけれども、指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が担当させていただくこともございます。

介護保険法第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定では、事業実施における人員及び運営並びに介護予防支援に関する基準を定める必要がございます。今回の条例は、介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数、また介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利

用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する項目を条例化してございます。

第2章第3条、第4条でございますけれども、こちらでは人員に関する基準を定めており、事業所に従事する人数及び管理者を置くことにつきまして定めをさせていただきます。

次に、第3章第5条から第29条でございますけれども、これは指定介護予防支援事業者が利用者とのかかわりに関する事項、運営に関する規定、事業者としての責務といった項目を定めさせていただきます。

また、第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準といたしまして、第30条から32条におきまして介護予防支援に関する基本的な事項として適切かつ質の高い支援をするための基本的事項並びにその基本的事項を達成するための具体的な取扱方針というものを32条等で定めてございます。

本条例では、事業者の利用者に対する内容及び手続の説明及び同意、またサービス提供拒否の禁止、秘密の保持、そして事故発生の防止と発生時の対応といったことを条文化させていただいた条例でございます。

次に、議案第23号についての説明をさせていただきます。

議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

この条例は、地域包括支援センターの人員及び運営に関し、職員の員数及び人員配置等を定める基準について条例を制定する必要があるため提案させていただいたものでございます。

介護保険法第115条の46第4項におきまして「地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない」、また第5項におきまして「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする」とあるため、今回、条例につきまして人員等を定めるものでございます。

地域包括支援センターにつきましては、保健師その他これに準ずる者として、看護師などがございますが、1名、また社会福祉士等を1名、主任介護支援専門員1名の配置が義務づけられております。こうしたことを第1条、2条において定めさせていただきます。また、第3条におきましては、被保険者数の数が変動した場合の人数の定め、また町内に複数カ所の地域包括支援センターを



設置した場合における1つのセンターに配置する職員の員数を定めたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第22号、議案第23号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第24、議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから日程第25、議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての2件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第26 議案第24号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第27 議案第25号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第26、議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程されました議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの提案のご説明を申し上げます。

介護保険法の条項の繰り上げに伴う改正及び国の基準が改正されたことによる条例の一部改正でございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(森近秀之君) それでは、議案第24号並びに第25号についての説明をさせていただきます。

まず、議案第24号についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の114ページ、115ページでございます。

今回の条例の改正は、介護保険法が平成27年4月1日より改正することに伴い、条例の改正を行うものでございます。

介護保険法の改正では、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準が改正されました。内容といたしましては、介護予防訪問介護、また介護予防通所介護に係る内容が削除されてございます。

こうしたことから、介護保険法の引用箇所において条項の削除、繰り上げ及び新たな条項の追加によって、今回、この第24号の条例を改正させていただくものでございます。

次に、議案第25号の説明をさせていただきます。

議案書の116ページをお願いいたします。

今回の条例の改正は、先ほどと同じ介護保険法の改正に伴う条例の改正でございます。

介護保険法の改正では、法第8条第2項及び第7項が削除されましたことにより項の繰り上がりがございました。そして第8条に新たな1項が追加されたことにより繰り下げがございました。この介護保険法の項目の削除及び追加によりまして、今般、その法に合わせた条例の改正をさせていただくものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第24号及び第25号の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第26、議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第28 議案第26号 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定  
について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第28、議案第26号、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第26号、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

放置された空き家等の倒壊等を未然に防ぎ、安全で安心な生活と良好な景観の保全を目的に、町内に存在する空き家等の適正な管理を定めた条例を制定するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書117ページから119ページにかけてございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町民の安全で安心な暮らしの実現のため、空き家の所有者の適正な管理責務、区長の役割、管理状態の悪い空き家所有者に対し必要な措置をするように助言、指導等を行うことができるなど、地域の課題解決に対し、おのおの役割等について規定をしております。

さらに、空き家所有者が正当な理由なく町からの勧告に従わない場合の代執行や、緊急時に必要最低限の措置をとることができることとし、管理不全な状態の空き家所有者に対しても措置が講じられるように規定をしております。

簡単ではございますが、以上で議案第26号、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第28、議案第26号、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定

についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第29 議案第27号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第29、議案第27号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第27号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

下水道法施行令の一部が改定されたことに伴い、本町の関係する条例の一部を改正する必要が生じたため、永平寺町下水道条例の一部を改正するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 上下水道課長。

○上下水道課長(太喜雅美君) それでは、議案第27号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書の120ページをお開きください。

この条例の第11条第1項第1号中のカドミウムの下水道への排除基準値を0.1ミリグラム毎リットル以下から0.03ミリグラム毎リットル以下にさせていただきますため、改正するものでございます。

これは下水道法施行令の一部改正が平成26年11月19日に公布され、平成26年12月1日から施行されたことに伴い、永平寺町下水道条例を改正するものでございます。

改正の背景としまして、カドミウム及びその化合物は、下水道終末処理場では処理することが困難な物質でありまして、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康

の保護に関する環境基準の変更をした水質汚濁防止法の改正と調整を図るため、今回の下水道法施行令の改正に至ったものでございます。

なお、施行日は公布の日からとなります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第29、議案第27号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第30 議案第28号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第30、議案第28号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第28号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、組合規約の一部改正をするものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

ご説明を申し上げます。

議案書 121 ページをお願いいたします。

まず、本組合理約の変更をする場合は、地方自治法第 290 条の規定により、構成自治体の議会の議決が必要となっております。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の規約中、第 3 条第 4 号、これは、「ふるさと市町村圏計画に基づく事業」を削り、同条第 5 号及び第 6 号を 1 号ずつ繰り上げるものでございます。国のふるさと市町村圏推進要綱に基づき実施してきた事業でございますが、国においては要綱を廃止したため、規約から削除することといたします。

また、第 3 条の 3 にただし書きを加え、ふるさと市町村圏計画に基づく基金を、関係市町の同意があれば基金を取り崩せるものとするものです。平成 27 年度において基金を取り崩し、清掃センター基幹的設備改良工事の市町負担金に充当をする予定となっております。永平寺町には、歳入といたしまして 6,764 万 1,000 円を見込んでおります。

以上で議案第 28 号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第 30、議案第 28 号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更についての件を、会議規則第 39 条第 1 項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第 31 議案第 29 号 町道の認定について～

～日程第 32 議案第 30 号 町道の認定変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第 31、議案第 29 号、町道の認定についてから日程第 32、議案第 30 号、町道の認定変更についてまでの 2 件を一括議題とし

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第31、議案第29号、町道の認定についてから日程第32、議案第30号、町道の認定変更についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程されました議案第29号、町道の認定について、議案第30号、町道の認定変更についてまでの提案のご説明を申し上げます。

今般の町道の認定及び認定変更でございますが、中部縦貫自動車道福井北ジャンクションインターから松岡インター区間の開通と一般県道稲津松岡線バイパス吉野工区の工事完成に伴う全区間の供用及び一般県道栃神谷鳴鹿森田線の供用に伴う国道416号の管理引き継ぎに係る8路線の町道の認定と1路線の町道の認定変更をお願いするものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 建設課長。

○建設課長(平林竜一君) それでは、建設課よりご説明いたします。

議案書の122ページから123ページをお願いいたします。

議案第29号、町道の認定といたしまして、道路法第8条第2項の規定により、新たに認定をお願いするものでございます。

吉野地区と宮重地区から上吉野地区までの区域及び花谷地区から牧福島地区区域における8路線、総延長7,441メートルでございます。路線の内訳としまして、中部縦貫自動車道関連が4路線で合計503.6メートル、一般県道稲津松岡線関連が3路線で合計2,526.4メートル、国道416号の管理引き継ぎ関連が町道花谷牧福島線の1路線で4,411.0メートルでございます。

なお、それぞれの路線の起点、終点は、議案書に記載のとおりでございます。

続いて、議案書124ページをお願いいたします。

議案第30号、町道の認定変更といたしまして、道路法第10条第3項の規定により、認定の変更をお願いするもので、既存の町道吉野23号線の一部が中部



縦貫自動車道本線に取り込まれ、路線が分断したことから、起点を松岡吉野10字15番から松岡吉野11字35番2とし、延長を335.9メートルから223.0メートルに変更するものです。

なお、終点については変更ございません。

議案書125ページから128ページは、認定及び認定変更の町道路線図でございます。

以上、建設課からの説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第31、議案第29号、町道の認定についてから日程第32、議案第30号、町道の認定変更についてまでの2件を、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第33 議案第31号 工事請負変更契約の締結について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第33、議案第31号、工事請負変更契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第31号、工事請負変更契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

本庁耐震工事について請負額が増額となりましたので、議会の議決を求めめるものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明をいたします。

以上、提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案書129ページをお開きください。

平成25年6月17日に議会の議決をいただきました永平寺町本庁舎耐震補強工事請負契約について、議会議場等の改修と町章の取りつけなどに伴い請負額が増額となりましたので、永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、永平寺町本庁舎耐震補強工事。変更前の契約金額1億5,067万5,000円。変更後の契約金額1億5,570万4,560円。変更増の金額502万9,560円。契約の相手方、所在地、福井市西開発3丁目301番地の1。会社名、石黒建設株式会社。代表者名、取締役社長、善木則夫でございます。

以上で、議案第31号、工事請負変更契約の締結についての説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第33、議案第31号、工事請負変更契約の締結についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時 分 休憩）

---

（午後 1時 分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は議了しました。

本日はこれもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって参会します。

なお、明日25日から3月1日までを休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、明日25日から3月1日までを休会とします。

3月2日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時23分 散会)